

関係機関との連携

3) 注入ポンプ・輸液ポンプ業者

医師の指示により、退院後も注入ポンプ、輸液ポンプが必要な状態である場合、業者へ依頼し物品を手配する。

手順

- ①主治医に在宅においてもポンプを継続して使用する必要性があるのか確認をする。
- ②入院医療機関スタッフは、必要なポンプを取り扱っている業者へ連絡し、ポンプの種類と患者情報（名前、住所等）を伝える。
- ③入院中に、業者に物品を持ってきてもらい、業者から患児家族、医療機関スタッフへ使用方法について説明をしてもらう。
- ④セッティングやルート交換、機器の取り扱いに慣れるため、在宅用の物品、機器を入院中から使用する。
- ⑤退院日が決まったら、主治医は注入ポンプ・輸液ポンプの指示書を発行する。
- ⑥患児は、入院中に使っていた物品をそのまま自宅へ持って帰り退院後も利用する。

ポイント

- 在宅用のポンプには専用のルートがある。医療機関で必要な分を管理料として診療報酬に算定し仕入れ、支給する。
- 必要に応じて、業者からスタンドや移動時のバッグなどを貸し出してもらう。
- 費用は医療保険が適用されるため、公費医療費助成制度も病名と治療内容によっては利用することができる。指示書を出している医療機関で診療報酬を算定するため、業者が患児家族、へ直接費用請求することはない。
- 他の医療機器を使用している場合、業者が複数になると連絡連携に不都合や手間が生じるため、できるだけ一つの業者へまとめるとよい。

4) 日常生活用具業者

吸引器、吸入器、シャワーチェア、三角クッションなど、必要な日常生活用具をそろえる際は、福祉用具業者を利用するとよい。

手順

- ①入院医療機関スタッフは、依頼する予定の業者が必要な物品を取り扱っているか、行政へ登録している指定業者かどうか確認する。
- ②リストアップした物品のカタログを業者へ依頼し送付してもらう。
- ③試行利用が必要な物品は、業者へ依頼して試行品を取り寄せる。
- ④具体的に物品が決定したら、業者へ見積書を依頼する。
- ⑤医療福祉制度を利用する場合は、給付券等が届いてから、物品の注文を業者へ依頼をする。

ポイント

- 業者の選択は、必要な物品を取り扱っているか、行政へ登録している指定業者か等を考慮する。
- 複数の物品が必要な場合、できるだけ一つの業者にまとめて購入する方がよい。
- 自宅への配達が可能であったり、購入後の交換や返品に応じてくれたりと、融通の利く業者を把握しておくことも役に立つことがある。

関係機関との連携

5) バギー・カーシート等移動支援用具業者

専門的にバギーやカーシートを作成している業者へ依頼をして、患児の体に合ったバギーを作成する。

手順

- ①カタログを業者へ依頼する。
- ②必要に応じて、試行品を依頼する。
- ③物品が決定したら、見積もりの作成を業者へ依頼する。
- ④医療福祉制度を利用する場合は、給付券等が届いたら、業者へ制作開始を依頼する。

ポイント

- 鹿児島県内には3つの業者がある。(H29.3月時点)
- 扱っている機種やデザインなどは、業者によってバラバラであるため、患児の状態や好みに合わせて業者を選択する。

6) 介護タクシー業者

医療依存度や体の大きさが理由で、家族の介助だけでは移動ができない、もしくは非常にリスクが高い場合など、介護タクシー業者を利用する。

手順

- ①介護タクシー利用の必要性について検討をする。
- ②身体面や使用している医療機器等を考慮して、対応可能な業者を選択する。
- ③利用する日時を確認し、業者へ予約を入れる。

ポイント

- 業者選択は、料金、使用可能な医療機器（吸引器、酸素など）、添乗員の職種などを考慮する。
- 移動時に起こりうるリスクも考慮して、は必要物品や業者への説明等行う。

4. 行政関係機関

1) 市町村 母子保健担当保健師

市町村には、母子保健担当の保健師がおり、担当地区を決めている。地域においても継続した支援が必要な患児家族については、保健師に連絡をして地域での支援を依頼する。

手順

- ①担当保健師へ連絡し、情報を提供する。
- ②退院前カンファレンスが予定されている場合は、参加依頼と日程調整をする。
- ③カンファレンスに保健師が参加できない場合には、電話や文書で内容を伝える。

ポイント

- 定期的な健診や育児相談会など、直接的な介入が必要でない患児家族でも、様々な場面で保健師が関わることもある。
- 鹿児島県内においては、市町村保健師への連絡方法が決められているため、その手順と書類を利用して連携・連絡を行うことができる。
- 里帰り出産の場合は、原則として連絡先は住所地の市町村の母子保健担当保健師である。住所地の市町村が対応できない場合は、里帰り先の役所に依頼される。県外からの里帰り出産の場合は、里帰り先の市町村の担当保健師に連絡し相談する。

